

令和元年 9月 9日  
TOMOMI企画  
代表 西村 智美

関係者各位

## 消費税増税に関するお知らせ

初秋の候、皆様に置かれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正法」）が成立し、現行消費税8%から令和元年10月1日以降10%と正式に発表されました。これに伴う弊社における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

### 記

改正法により令和元年10月1日以降に弊社が提供する商品・サービス等に係る消費税率は10%となります。

つきましては、提供期間が令和元年10月1日以降に係る部分について、消費税率を現行の8%にて計算しております場合も、提供期間が令和元年10月1日以降に係る部分につきましては、新税率10%（令和元年10月1日以降）にてご請求させていただきます。

誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上